今後の再発防止に向けた取組(概要)

項目		これまでの状況	今後の取組方針	分類	スケジュール
1 職員倫理に関する基準や懲戒処 分に関する基準の制定		○ 千葉県コンプライアンス基本指針で「県民の疑惑を招く行為の禁止」を規定しているが、利害関係者との間の禁止事項等について具体的な内容や基準を定めていない。	① 職員が遵守すべき事項等をより明確にするとともに、広く県民に再発防止の決意を示すため、職員 倫理に関する条例や規則を制定する。		• 条例案提出(12 月議会)
			② 条例や規則に実効性を持たせるため、 条例や規則に違反した場合の処分の基準を制定 する。	新規	・施行(31年4月) (倫理審査会のみ、議決後施行)
2 職員に対するコンプライアンス 研修の充実		○ 所属内研修の前段となるコンプライアンス推進グルー プ員(副課長・出先機関次長等)を対象とする研修は、	① コンプライアンス推進グループ員研修に、職員倫理に関する具体的内容を組み入れる。 ② 所属長の日常の行動が部下職員に多大な影響を与えていたことに鑑み、所属長に対し、新任時以外	改善	・ が ループ 員研修(30年7月)・ 所属長研修 コ(30年度)
		経理事務の適正化に関する内容が中心となっている。	もコンプライアンス等に関する研修を継続的に実施する。	机况	• 所属長研修 7 (30 年度 後半~)
		○ 職位に応じた内容で研修を実施しているが、所属長については、新任の際に受講するのみで、継続的な研修の	③ 職位に応じた役割や責任についての意識付けが徹底されるよう、研修内容の工夫・改善を行う。 ④ 全ての職員が職員倫理に関する必要な知識を習得できるように、配付パソコン等を活用した研修の	改善	・職務別研修 」・新規研修(31 年度~)
		機会を設けていない。	実施を検討する。	利/近	- 利烷如形(31 千度**)
3 各所属におけるコンプ	(1) 庁内の推進体 制の見直し	○ 所属長は、所属を統括する長として、コンプライアンス 推進グループ員(副課長・出先機関次長)を指揮・監督す るものの、基本指針のコンプライアンス推進体制には 位置づけがされておらず、役割も明確になっていない。	① 所属長のコンプライアンス推進における主体的な関わりを明確にするため、「千葉県コンプライアンス基本指針」を改正し、従来の「部局内推進グループ」(副課長及び出先機関次長等で構成)を、本庁課長及び出先機関の長を構成員とする「部局内推進チーム」と、副課長及び出先機関次長を構成員とする「部局内推進グループ」に改組する。	改善	基本指針の改正 (30年8月)
ライアンス の推進	(2)所属に対する 特別監察・行政 監察の充実	○ 備品購入や委託料等の執行状況に関する「経理に関する特別監察」やリスク点検の取組状況等を把握する「行政監察」を実施している。	① 特別監察や行政監察の実施対象所属を拡大するとともに、所属における コンプライアンスに関する 取組状況等についても監察の項目に追加する。	改善	・監察項目の拡大 (30年8月)
4 内部通報制度の更なる 周知、運用の改善 (官製談合への対応含む)		○ 利用しやすいものとするため、外部にも通報相談窓口 を設置するとともに、匿名での通報も受け付けている。	① 職員や所属に対し、研修等の機会を活用し、制度の意義や通報者保護の重要性等を一層周知する。	改善 新規	• 周知方法改善 (30 年度~)
		○ 職員アンケートでは、職員の多くが、匿名でも通報できることを知らないことなどが把握された。	② <mark>建設業者等に対し、</mark> リーフレットの配布や業界団体が主催する会議等を通じ、制度を周知する。 ③ 職員の関与が疑われる情報が寄せられた場合 は、公正入札調査委員会の審議や調査に、 第三者的視点として総務部職員を参加 させるよう、内部通報対応マニュアルを改正する。		・内部通報対応マニュアル の改正(30年8月)
5 公正公平な 入札契約制 度の確保	(1) 入札の手続き の改善	○ 入札制度の改善として、これまで、電子入札システムや 総合評価方式の導入を行ってきた。	① 技術評価点の漏洩を防止するため、「技術資料」と「入札書」を同時に提出する「一般競争入札(総合評価方式)同時提出型」を、県土整備部発注の全ての総合評価方式における工事で実施する。	新規	・県土整備部本庁発注工事 (30年7月~)
			② 県土整備部における導入の効果を検証し、全庁での導入について検討を行う。	74-辛	・県土整備部出先機関発注 工事(30 年 12 月~)
			③ 入札参加者との接触機会を減らすため、申請書等は原則、電子入札システムによる提出とする。	改善	・実施済 (30年6月~)
	(2) 職員が関与す る談合情報への 対応の改善	○ 談合情報対応マニュアルで対応すべき談合情報としては、事業者同士の談合を念頭に置き、職員が関与する情報が寄せられた場合の対応手順や調査方法などを規定	① 職員の関与が疑われる情報が寄せられた場合 は、公正入札調査委員会の審議や調査に、 第三者的視点として総務部職員を参加 させるとともに、出先機関で発注した工事であっても 全て本庁審議 とするよう、談合情報対応マニュアルを改正する。	改善	・談合情報対応マニュアル の改正 (30年8月)
		していなかった。	② 調査の客観性・中立性を担保するため、調査に当たりコンプライアンス委員会議から適宜意見を求め、また調査の結果を報告するよう談合情報対応マニュアルを改正する。	新規	
	(3) 入札契約業務 適正化相談員の 指定	_	① 出先機関等から、法令違反につながる可能性がある事案に関する相談を受け、迅速・的確に助言・ 指導するため、本庁関係課の一定以上の職にある者を新たに「入札契約業務適正化相談員」として 指定する。	新規	・相談員の指定 (30年9月)
	(4) 入札契約事務 体制のあり方	○ 入札契約事務は、担当部署が専門性を発揮して、一連の 事務を行う方が効率的である等の理由から、各部署で担 当している。	① 入札や契約に関する体制のあり方について、他の自治体の取組状況や課題、効果などを踏まえながら、調査・研究を進めていく。		• 検討継続
6 外部の者と の適切な関 係の確保	(1) 利害関係者に対する応接ルールの見直し	○ 執務室へ自由に出入りできる状況にあり、事業者と職員が会議室等閉鎖空間で接触する可能性があった。	① 平成29年12月から県土整備部で、入室受付簿の記入等の応接ルールを試行しており、今後、全庁への拡大に向けて取り組む。	新規	他部局への拡大の取組 (30年9月~)
	(2) 県退職者によ る働きかけへの 対応の見直し	○ OBに対しては離職後 2 年間、地方公務員法に基づく 働きかけ規制に加え、再就職先が県の公共事業に関係 する場合は営業活動を規制している。	① OBによる働きかけに対し毅然と対応するため、OBによる入札契約等に関する働きかけを記録・ 検証する仕組みの導入を図る。	新規	・記録制度の導入 (31年4月)